

# 従業員の自動車事故をめぐる 企業の賠償責任と対策セミナー

～企業リスクの予防と最小化のために何を注意して何をおこなうべきか～

開催のご案内

企業活動において、営業職や業務の都合上、従業員が自動車を使用する場面は少なくありません。万が一従業員が業務中に交通事故をおこした場合、企業はどのような法的責任を被るのかをご存じでしょうか。近年では「使用者責任」「運行共有者責任」など、企業に課される責任が厳格化する傾向にあり、適切な対策のためにはこれらを正しく理解しなければなりません。

また、実務では、社有車だけではなく、私有車（自家用車）を業務のために利用することも多く見受けられます。企業が自ら管理できる社有車とは異なり、私有車を業務の利用に供することで生じるリスクについても備えておく必要があります。

そこで当協会では、年々増加傾向にある自動車事故について、企業としてどのような管理体制を構築すべきかを具体的に学ぶことができるセミナーを企画いたしました。本セミナーでは、従業員による自動車事故をめぐる企業の法的責任の根拠やその範囲を解説するとともに、社有車管理と私有車管理に区別したうえで、事前の対策として企業が行うべきルール（リスク管理の方法、従業員教育、社内規定の整備、保険の適切な活用など）や、事後の対策として事故発生時の実務対応や留意点について詳細に解説します。

自動車事故は企業にとって、経済的損失だけでなく、社会的信用の失墜や従業員とのトラブルなど、重大なダメージをもたらすものです。未然防止に向けた仕組みづくり、発生時の適切な対応を習得するため、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

\* 日 時

令和7年12月4日（木）  
13:30～17:00

..... 講 師 .....

\* 会 場

広島商工会議所ビル306号室（3階）  
<広島市中区基町5-44>  
※会場に駐輪場・駐車場はありません



石寄・山中総合法律事務所  
パートナー弁護士

塚越賢一郎氏

\* 参加費

広島経協会員 1名 7,000円  
会 員 外 1名 10,000円

東京大学法学部卒業。2009年弁護士登録。幅広い分野で活躍され、特に労働法分野の実務対策には明るい。セミナーの講師としてもわかりやすい解説が定評。  
主な著書に「個別労働紛争解決の法律実務」（共著）「労働契約解消の法律実務（第2版）」（共著）等多数

\* 定 員 24名

\* 申込締切 11月27日（木）但し、定員になり次第締め切らせていただきます。

\* その他 ①参加費は申込み後、お早目に次の口座にお振込み下さい。なお、振込手数料は、参加費に含まれておりませんので、各自ご負担願います。

・広島銀行本川支店 広島県経営者協会 普通預金口座（No.0288624）

・もみじ銀行広島中央支店 広島県経営者協会 普通預金口座（No.1855314）

②締切日以降の取消及び欠席の場合でも参加費は申し受けます。

③領収書の発行は省略し「振込金受取書」又は「お取引明細票」を領収書に代えさせていただきます。

## 第1章 従業員による自動車事故のリスクと実例

- ・従業員の自動車事故の実例
- ・私有車（マイカー）、レンタカーの業務利用に潜むリスク

## 第2章 企業が負う法的責任の基本理解

- 1 企業の対外的責任と対内的責任
- 2 対外的責任
  - ・業務中、通勤中の事故で企業が負う損害賠償責任
  - ・使用者責任・運行供用責任者
  - ・業務上過失致死傷罪等の刑事犯罪
  - ・許認可取消等の行政処分
- 3 対内的責任
  - ・事故を発生させた従業員への求償、懲戒処分等

## 第3章 事故防止のための事前対策

- 1 社有車管理と私有車管理の区別
- 2 社有車管理
  - ・許可制の採用・許可条件の設定  
(運転記録や免許証確認の仕組み、運転適性検査、賠償責任保険への加入等)
  - ・社有車利用の運営管理
  - ・定期的な安全研修の導入・励行
  - ・安全運転を促進する社内規定の整備

## 3 私有車管理

- ・私有車（マイカー）使用における企業の責任
- ・通勤災害との関係
- ・許可条件設定（賠償責任保険加入等）、社内規定整備のポイント

## 第4章 事故発生時の適切な対応のための事後対策

- 1 対外的責任への対応
  - ・初動対応の重要性と実務フロー（警察への通報、企業への報告）
  - ・被害者への対応の留意点
  - ・事故を発生させた従業員への対応の留意点
- 2 対内的責任への対応
  - ・事故を発生させた従業員への企業による求償、損害賠償請求
  - ・労働災害、通勤災害への対応
  - ・事故を起こした従業員への処分
  - ・再発防止策の策定等

□申込み・問合せ先：広島県経営者協会

〒730-0011 広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビル 6階  
TEL 082-221-6844 FAX 082-221-6830  
E-mail: [info@hiroshima-keikyo.jp](mailto:info@hiroshima-keikyo.jp) <http://www.hiroshima-keikyo.jp>

----- 必要事項をご記入の上、切り取らずこのままメールもしくはFAXにてお送り下さい -----

広島県経営者協会 行

(MAIL: [info@hiroshima-keikyo.jp](mailto:info@hiroshima-keikyo.jp))

(FAX: 082-221-6830)

※従業員の自動車事故をめぐる企業の賠償責任と対策セミナー（12/4）参加申込書

会社名

所在地 〒

申込担当者役職氏名

TEL

FAX

MAIL

役職（所属）名	氏名	役職（所属）名	氏名

※参加費 円× 名＝ 円は、 月 日付、 広銀 ・ もみじにて振込みます。

ご記入いただいた内容は、本事業に関する確認・参加者名簿の作成等に使用させていただきますが、その他の目的での使用は一切ございません。